

大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱

(趣旨)

第一条 知事は、大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和3年大阪府規則第5号。以下「規則」という。）第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項、第31条の6第1項及び第45条第2項の要請（以下「要請」という。）に応じて営業時間の短縮等を行った事業者の事業の継続に資すること及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とした、大阪府営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(支給の要件)

第二条 規則第2条第1項第5号に定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号又は第2号に定められた日までに協力金の申請に係る要請の対象となる施設（以下「申請施設」という。）に感染防止宣言ステッカー（申請施設に係る事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針（以下「感染拡大予防ガイドライン」という。）を遵守していることを誓約した事業者に知事が交付する標章をいう。以下「ステッカー」という。）を掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年2月7日とする。

一 規則第3条第1項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第4号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年1月14日

二 規則第3条第1項第2号に掲げる区分に係る申請施設（第4号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年1月18日

三 規則第3条第1項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日

四 令和3年1月14日（同月18日から要請を遵守していた場合にあっては同日）から同年2月7日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年2月8日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日

2 規則第2条第2項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年2月28日とする。

一 規則第3条第2項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年2月8日

二 規則第3条第2項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日

三 令和3年2月8日から同月28日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年3月1日以降申請施設において事業を

営まなくなった日の前日のいずれか早い日

- 3 規則第2条第2項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年2月28日とする。
 - 一 規則第3条第2項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年2月9日から同月28日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月28日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 4 規則第2条第3項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年4月4日（同年3月22日以後、規則第2条第3項第1号ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じなくなった場合にあっては、同月21日。以下第6項において同じ。）とする。
 - 一 規則第3条第3項第1号又は同項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年3月1日
 - 二 令和3年3月1日から同年4月4日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年4月5日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 5 規則第2条第3項第2号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、申請施設において事業を営まなくなった日の前日とする。
 - 一 規則第3条第3項第2号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年3月1日
 - 二 令和3年3月1日から申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間休業していた申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
- 6 規則第2条第3項第3号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年4月4日とする。
 - 一 規則第3条第3項第4号及び同項第5号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年3月2日から同年4月4日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月4日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 7 規則第2条第4項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年4月24日とする。
 - 一 規則第3条第4項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年4月1日

- 二 規則第3条第4項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年4月1日から同月24日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年4月25日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 8 規則第2条第4項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年4月24日とする。
- 一 規則第3条第4項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年4月2日から同月24日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月24日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 9 規則第2条第5項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年4月24日とする。
- 一 規則第3条第5項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年4月5日
 - 二 規則第3条第5項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年4月5日から同月24日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年4月25日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 10 規則第2条第5項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年4月24日とする。
- 一 規則第3条第5項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年4月6日から同月24日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月24日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 11 規則第2条第6項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年5月31日（同年5月12日以後、規則第2条第6項第1号ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じなくなった場合にあっては、同月11日。以下第13項において同じ。）とする。
- 一 規則第3条第6項第1号又は同項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第3号及び第4号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年4月25日
 - 二 規則第3条第6項第6号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年5月12日

- 三 令和3年4月25日又は同年5月12日から同年5月31日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年6月1日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 四 令和3年4月25日から同年5月11日までの全ての期間休業していた申請施設（前号に掲げる申請施設を除く。） 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年5月12日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 12 規則第2条第6項第2号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、申請施設において事業を営まなくなった日の前日とする。
- 一 規則第3条第6項第2号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年4月25日
 - 二 規則第3条第6項第7号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年5月12日
 - 三 令和3年4月25日又は同年5月12日から申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間休業していた申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
- 13 規則第2条第6項第3号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年5月31日（規則第3条第6項第5号に掲げる区分に係る申請施設については、同月11日）とする。
- 一 規則第3条第6項第4号又は同項第5号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。） 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年4月26日から同年5月31日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月31日（規則第3条第6項第5号に掲げる区分に係る申請施設については、同月11日）までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 14 規則第2条第7項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年6月20日とする。
- 一 規則第3条第7項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年6月1日
 - 二 規則第3条第7項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年6月1日から同月20日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年6月21日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 15 規則第2条第7項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年6月20日とする。

- 一 規則第3条第7項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。）申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年6月2日から同月20日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月20日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 16 規則第2条第8項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー又は感染防止認証ゴールドステッカー（知事が別に定める飲食提供営業を行う施設において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置を講じている事業者に知事が交付する標章をいう。）（以下「ステッカー等」という。）を掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年7月11日とする。
- 一 規則第3条第8項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。）令和3年6月21日
 - 二 規則第3条第8項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年6月21日から同年7月11日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年7月12日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 17 規則第2条第8項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年7月11日とする。
- 一 規則第3条第8項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年6月22日から同年7月11日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月11日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 18 規則第2条第9項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年8月1日とする。
- 一 規則第3条第9項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。）令和3年7月12日
 - 二 規則第3条第9項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年7月12日から同年8月1日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年8月2日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 19 規則第2条第9項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年8月1日とする。
- 一 規則第3条第9項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を開始

した日

- 二 令和3年7月13日から同年8月1日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から令和3年8月1日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 20 規則第2条第10項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年8月31日とする。
 - 一 規則第3条第10項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年8月2日
 - 二 規則第3条第10項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年8月2日から同月31日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年9月1日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 21 規則第2条第10項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年8月31日とする。
 - 一 規則第3条第10項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年8月3日から同月31日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月31日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 22 規則第2条第11項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年9月12日とする。
 - 一 規則第3条第11項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年9月1日
 - 二 規則第3条第11項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年9月1日から同月12日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年9月13日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 23 規則第2条第11項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年9月12日とする。
 - 一 規則第3条第11項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年9月2日から同月12日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月12日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日

- 24 規則第2条第12項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年9月30日とする。
- 一 規則第3条第12項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年9月13日
 - 二 規則第3条第12項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年9月13日から同月30日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年10月1日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 25 規則第2条第12項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年9月30日とする。
- 一 規則第3条第12項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年9月14日から同月30日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月30日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 26 規則第2条第13項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年10月24日とする。
- 一 規則第3条第13項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く） 令和3年10月1日
 - 二 規則第3条第13項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日
 - 三 令和3年10月1日から同月24日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年10月25日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日
- 27 規則第2条第13項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカー等を掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年10月24日とする。
- 一 規則第3条第13項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年10月2日から同月24日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月24日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日
- 28 申請施設にステッカー等を掲示できなかった場合であって、他の手段によりステッカー等の掲示に相当する状態にあったと知事が認める場合は、第1項から第27項に定める日を支給日とする。
- 29 規則第2条第6項第1号へ、同項第2号へ、同項第3号ト、第7項第1号へ、同項第2

号ト、第2条第8項第1号へ、同項第2号ト、第2条第9項第1号へ、同項第2号ト、第2条第10項第1号へ、同項第2号ト、第2条第11項第1号へ、同項第2号ト、第2条第12項第1号へ及び同項第2号に定める補助金、助成金その他これらに類するものとは、大阪府大規模施設等協力金支給規則（令和3年大阪府規則第82号）第1条に定める大阪府大規模施設等協力金とする。

（支給単価）

第三条 規則第4条第1項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 申請施設において事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）が令和2年3月31日以前である事業者 平成31年4月1日から同月30日までの期間又は令和2年4月1日から同月30日までの期間
 - 二 事業開始日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年3月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年3月31日までの全ての期間
 - 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間
- 2 規則第4条第1項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。
- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
 - 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
 - ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
 - ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
 - 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額
- 3 規則第4条第1項第1号の第四期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。
- 4 規則第4条第2項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業開始日が令和2年4月30日以前である事業者 令和元年5月1日から同月31日までの期間又は令和2年5月1日から同月31日までの期間
 - 二 事業開始日が令和2年5月1日から令和3年4月30日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年4月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年4月30日までの全ての期間
 - 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間
- 5 規則第4条第2項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとお

りとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額

二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益

ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支

ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益

四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

6 規則第4条第2項第1号イ(1)の第五期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

7 規則第4条第3項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。

一 事業開始日が令和2年5月31日以前である事業者 令和元年6月1日から同月30日までの期間又は令和2年6月1日から同月30日までの期間

二 事業開始日が令和2年6月1日から令和3年5月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年5月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年5月31日までの全ての期間

三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間

8 規則第4条第3項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額

二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益

ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支

ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益

四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

9 規則第4条第3項第1号イ(1)の第六期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

- 10 規則第4条第4項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業開始日が令和2年5月31日以前である事業者 令和元年6月1日から同月30日までの期間及び同年7月1日から同月31日までの期間又は令和2年6月1日から同月30日までの期間及び同年7月1日から同月31日までの期間（第七期全部申請の場合にあっては令和元年7月1日から同月31日までの期間若しくは同年8月1日から同月31日までの期間又は令和2年7月1日から同月31日までの期間若しくは同年8月1日から同月31日までの期間、第七期前部申請にあっては令和元年7月1日から同月31日までの期間又は令和2年7月1日から同月31日までの期間、第七期一部申請の場合にあっては令和元年8月1日から同月31日までの期間又は令和2年8月1日から同月31日までの期間。以下第13項において同じ。）
 - 二 事業開始日が令和2年6月1日から令和3年6月30日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年6月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年6月30日までの全ての期間
 - 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間
- 11 規則第4条第4項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。
- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
 - 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
 - ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
 - ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
 - 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額
- 12 規則第4条第4項第1号イ(1)の第七期前半一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。
- 13 規則第4条第5項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業開始日が令和2年5月31日以前である事業者 令和元年6月1日から同月30日までの期間及び同年7月1日から同月31日までの期間又は令和2年6月1日から同月30日までの期間及び同年7月1日から同月31日までの期間
 - 二 事業開始日が令和2年6月1日から令和3年6月30日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年6月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年6月30日までの全ての期間
 - 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間
- 14 規則第4条第5項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとお

りとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
- 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
 - ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
 - ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
- 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

15 規則第4条第5項第1号イ(1)の第七期前半一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

16 規則第4条第6項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業開始日が令和2年6月30日以前である事業者 令和元年7月1日から同月31日までの期間又は令和2年7月1日から同月31日までの期間（第七期全部申請の場合にあっては令和元年7月1日から同月31日までの期間若しくは同年8月1日から同月31日までの期間又は令和2年7月1日から同月31日までの期間若しくは同年8月1日から同月31日までの期間、第七期後半協力金（その1）及び第七期後半協力金（その2）のみの申請を同時に行う場合（以下「第七期後部申請」という。）にあっては令和元年8月1日から同月31日までの期間又は令和2年8月1日から同月31日までの期間。以下第19項において同じ。）
- 二 事業開始日が令和2年7月1日から令和3年7月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年7月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年7月31日までの全ての期間（第七期全部申請又は第七期前部申請の場合にあっては事業開始日の属する月から令和3年6月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年6月30日までの全ての期間。以下第19項において同じ。）
- 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間

17 規則第4条第6項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
- 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠

となる月別売上（収入）金額の額

イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益

ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支

ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益

四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

18 規則第4条第6項第1号イ(1)の第七期後半（その一）一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

19 規則第4条第7項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。

一 事業開始日が令和2年6月30日以前である事業者 令和元年7月1日から同月31日までの期間又は令和2年7月1日から同月31日までの期間

二 事業開始日が令和2年7月1日から令和3年7月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年7月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年7月31日までの全ての期間

三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間

20 規則第4条第7項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額

二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益

ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支

ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益

四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

21 規則第4条第7項第1号イ(1)の第七期後半（その一）一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

22 規則第4条第8項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。

一 事業開始日が令和2年7月31日以前である事業者 令和元年8月1日から同月31日までの期間又は令和2年8月1日から同月31日までの期間（第七期全部申請の場合にあっては令和元年7月1日から同月31日までの期間若しくは同年8月1日から同月31日までの期間又は令和2年7月1日から同月31日までの期間若しくは同年8月1日から同月31日までの期間）

二 事業開始日が令和2年8月1日から令和3年7月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年7月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年7月31

日までの全ての期間（第七期全部申請又は第七期一部申請の場合にあっては事業開始日の属する月から令和3年6月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年6月30日までの全ての期間）

三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間

23 規則第4条第8項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額

二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益

ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支

ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益

四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

24 規則第4条第8項第1号イ(1)の第七期後半（その二）一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

25 規則第4条第9項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。

一 事業開始日が令和2年8月31日以前である事業者 令和元年9月1日から同月30日までの期間又は令和2年9月1日から同月30日までの期間

二 事業開始日が令和2年9月1日から令和3年8月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年8月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年8月31日までの全ての期間

三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間

26 規則第4条第9項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額

二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額

イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益

ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支

- ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
- 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額
- 27 規則第4条第9項第1号イ(1)の第八期前半一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。
- 28 規則第4条第10項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業開始日が令和2年8月31日以前である事業者 令和元年9月1日から同月30日までの期間又は令和2年9月1日から同月30日までの期間
 - 二 事業開始日が令和2年9月1日から令和3年8月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年8月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年8月31日までの全ての期間
 - 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間
- 29 規則第4条第10項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。
- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
 - 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
- ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
- ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
- 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額
- 30 規則第4条第10項第1号イ(1)の第八期後半一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。
- 31 規則第4条第11項第1号に定める期間は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業開始日が令和2年9月30日以前である事業者 令和元年10月1日から同月31日までの期間又は令和2年10月1日から同月31日までの期間
 - 二 事業開始日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までである事業者 事業開始日の属する月から令和3年9月までのいずれかの月又は事業開始日から令和3年9月30日までの全ての期間
 - 三 前2号に規定する期間のほか、これらに相当すると知事が認める期間
- 32 規則第4条第11項第1号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
 - 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
 - ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
 - ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
 - 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額
- 33 規則第4条第11項第1号イ(1)の第九期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

（協力金の支給の申請等）

第四条 規則第5条に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 規則第3条第1項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式第1-1-1号）
 - ロ 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式第1-1-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-1-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 二 規則第3条第2項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 大阪府営業時間短縮協力金（第2期）支給申請書（様式第1-2-1号）
 - ロ 大阪府営業時間短縮協力金（第2期）支給要件確認書（様式第1-2-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-2-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 三 規則第3条第3項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）支給申請書（様式第1-3-1号）
 - ロ 第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）支給要件確認書（様式第1-3-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-3-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 四 規則第3条第4項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第4期 大阪府営業時間短縮協力金【大阪府内（大阪市内除く）】支給申請書（様式第1-4-1号）
 - ロ 第4期 大阪府営業時間短縮協力金【大阪府内（大阪市内除く）】支給要件確認書（様式第1-4-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-4-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 五 規則第3条第5項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第4期 大阪府営業時間短縮協力金（大阪市内）支給申請書（様式第1-4-4号）
 - ロ 第4期 大阪府営業時間短縮協力金（大阪市内）支給要件確認書（様式第1-4-5号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-4-6号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 六 規則第3条第6項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給申請書（様式第1-5-1号）
 - ロ 第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書（様式第1-5-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-5-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 七 規則第3条第7項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第6期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給申請書（様式第1-6-1号）
 - ロ 第6期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書（様式第1-6-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-6-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 八 規則第3条第8項各号、第9項各号及び第10項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第7期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給申請書（様式第1-7-1号）
 - ロ 第7期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書（様式第1-7-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-7-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 九 規則第3条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる区分に係る申請施設で規則第8条に定める前金払による場合
 - イ 誓約・同意書（様式第1-7-4号）
- 十 規則第3条第11項各号及び第12項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給申請書（様式第1-8-1号）
 - ロ 第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書（様式第1-8-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-8-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 十一 規則第3条第13項各号に掲げる申請施設
 - イ 第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給申請書（様式第1-9-1号）
 - ロ 第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書（様式第1-9-2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第1-9-3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 規則第5条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政

オンラインシステムを利用して行うものとする。

- 3 規則第5条に定める期日は、第4項に定める書類を除き、次のとおりとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日の通信日付印が押印されているものは有効とする。
 - 一 規則第3条第1項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年3月22日
 - 二 規則第3条第2項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年5月14日
 - 三 規則第3条第3項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年5月27日
 - 四 規則第3条第4項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年7月7日
 - 五 規則第3条第5項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年7月7日
 - 六 規則第3条第6項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年7月19日
 - 七 規則第3条第7項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年8月11日
 - 八 規則第3条第8項各号、第9項各号及び第10条各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年9月27日
 - 九 規則第3条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる区分に係る申請施設で、規則第8条に該当するもの 令和3年7月31日
 - 十 規則第3条第11項各号及び第12項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年11月4日
 - 十一 規則第3条第11項各号及び第12項各号に掲げる区分に係る申請施設で、規則第8条に該当するもの 令和3年9月23日
 - 十二 規則第3条第13項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年12月13日
- 4 規則第3条第2項第3号、第3項第4号、同項第5号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第4号、同項第5号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号、第11項第3号、第12項第3号又は第13項第3号に掲げる区分に係る申請施設について申請を行った者は、当該申請施設において事業を開始した日から起算して1月の間飲食をさせる役務の提供にかかる営業又は休業を行ったことを証する書類及び要請に応じて営業時間の短縮等を行っていないときに係る営業時間を証する書類を、各区分に応じ前項に掲げる期日又は事業を開始した日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。
- 5 規則第9条第3項に定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 相続人の代表者指定(変更)申出書(様式第2号)
 - 二 誓約・同意書(様式第3号)
 - 三 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 6 申請書類は返却しないものとする。

(協力金の支給)

第五条 知事は、予算の範囲内で、協力金を支給するものとする。

(支払)

第六条 知事は、協力金の支給を決定したときは、あらかじめ知事が指定した事業者を通じて、協力金を支払うものとする。但し、知事が必要と認めるときはその限りでない。

(協力金の支給の決定の通知)

第七条 規則第7条の協力金の支給の決定の通知は、事業者又は相続人への協力金の入金をもって行うものとする。

2 知事は、規則第7条に基づき協力金の不支給を決定したときは、理由を付して通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うことができるものとする。

(前金払)

第八条 第七期後半協力金(その1)及び第七期後半協力金(その2)については、規則第2条第9項第1号に定める要件及び第10項第1号に定める要件を満たす見込みの事業者(令和3年7月13日から同年8月22日までに事業を営まなくなった事業者及び営まなくなる見込みのある事業者は除く。)が、次のいずれの要件も満たす場合、申請施設が市の区域内に存する場合には84万円、申請施設が町又は村の区域内に存する場合には、70万円を前金払することができる。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに該当すること。

イ 府の区域(大阪市の区域を除く。)内に申請施設を有する場合 規則第2条第2項に規定する第二期協力金の支給を受け、同条第4項に規定する第四期大阪市外協力金の支給を受け又は申請(要件を満たしている場合に限る。)していること。

ロ 大阪市の区域内に申請施設を有する場合 規則第2条第3項に規定する第三期協力金の支給を受け、同条第5項に規定する第四期大阪市内協力金の支給を受け又は申請(要件を満たしている場合に限る。)していること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに該当すること。

イ 市の区域内に申請施設を有する場合 規則第4条第6項第1号イに定める額を選択したこと。

ロ 町又は村の区域内に申請施設を有する場合 規則第4条第7項第1号イに定める額を選択したこと。

2 第八期後半協力金については、規則第2条第12項第1号に定める要件を満たす見込みの事業者(令和3年9月14日から同月30日までに事業を営まなくなった事業者及び営まなくなる見込みのある事業者は除く。)が、次のいずれの要件も満たす場合、申請施設が府の区域内に存する場合には、前金払することができる。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに該当すること。

イ 府の区域(大阪市の区域を除く。)内に申請施設を有する場合 規則第2条第2項に規定する第二期協力金の支給を受け、同条第8項に規定する第七期前半協力金、第9項に規定する第七期後半(その一)協力金及び第10項に規定する第七期後半(その二)協力金の支給を受け又は申請(要件を満たしている場合に限る。)していること。

ロ 大阪市の区域内に申請施設を有する場合 規則第2条第3項に規定する第三期協力金の支給を受け、同条第8項に規定する第七期前半協力金、第9項に規定する第七期後半(その一)協力金及び第10項に規定する第七期後半(その二)協力金の支給を受

け又は申請（要件を満たしている場合に限る。）していること。

二 規則第4条第9項第1号イ及び第10項第1号イに定める額を選択したこと。

三 第1号イの施設に該当する施設にあっては第二期協力金、又は同号ロの施設に該当する施設にあっては第三期協力金の要請期間に属する日以降、令和3年9月30日までの全ての期間において要請を遵守していること。

（申請の取下げ）

第九条 規則第5条の申請を行った者又は規則第9条の相続人が、規則第7条の協力金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、協力金申請取下書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による取下げの場合に準用する。

（届出義務）

第十条 規則第7条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条に定める要件を満たしていないことが明らかとなったとき又は規則第9条第4項の規定により読み替えられた規則第7条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条第1項第6号ロからホまでのいずれかに該当していたことが明らかになったときは、協力金支給要件欠如届出書（様式第5号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出の場合に準用する。

（調査等）

第十一条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第十二条 この要綱に定めるもののほか、協力金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、同月27日から施行する。

2 第4条第3項第1号に定める期日までに申請できなかつた正当な理由があると知事が認める者の申請における同号の規定の適用については、同号中「令和3年3月22日」とあるのは、「令和3年5月14日」とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、申請期間内に申請できなかった理由説明書（附則様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱の様式により提出されている誓約・同意書は、改正後の大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱により行ったものとみなす。